



児童・高齢者・障がい者虐待の防止

—地域ぐるみで見守り、支え合しましょう—

すべての人が、住み慣れた地域で安心して生涯をすごすためには、地域で暮らす一人ひとりが虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりに取り組んでいくことが大切です。

身体的虐待

- 殴る、つねる、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど、打撲させる
- ベッドにしばり付けたり、意図的に薬を過剰に服用させ身体拘束、抑制をする など



心理的虐待

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに意図的に無視をする
- 子どもの前で喧嘩をしたり、暴力をふるう など



介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)

- 入浴させず異臭がしたり、髪が伸び放題、皮膚が汚れている
- 水分や食事を十分与えられないことで、空腹状態が長時間続き脱水症状や栄養失調状態にある
- 室内がゴミだらけなど劣悪な環境で生活させる
- 子どもを家や車に長時間放置する など



経済的虐待

- 生活費を渡さない、使わせない
- 自宅等を本人に無断で売る
- 年金や貯金を本人の意思や利益に反して使用する など



性的虐待

- 排泄の失敗に対する罰として、下半身を裸にして放置する
- わいせつな行為をしたり、強要する など



虐待を受けている児童・高齢者・障がい者やその方の育児や介護に疲れた家族のサインに、身近な人が早めに気づくことが虐待防止の第一歩です。

『虐待かもしれない…』と思うことがあれば、早めの相談が必要となりますので、確信がなくてもまずは下記のお問い合わせ先にご相談ください。

もちろん、相談者に関する情報は保護されますのでご安心ください。

お問合せ

保健福祉課 福祉係(児童) ☎0172-55-6568
 保健福祉課 地域包括支援係(高齢者) ☎0172-55-6569
 保健福祉課 福祉係(障がい者) ☎0172-55-6568

成年後見制度は、みなさんの暮らしを守り、支援する制度です!

成年後見制度とは?

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方々は預貯金の管理(財産管理)や日常生活での様々な契約(身上監護)を自分で行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が十分ではない方々に代わって権限を与えられた成年後見人等が『財産管理』や『身上監護』を行い、安心して生活ができるように保護し、支援する制度です。

< 財産管理 >

- ① 不動産などの財産の管理、保存、処分
- ② 金融機関との取引
- ③ 収入(年金、給料など)や支出(公共料金、税金など)の管理
- ④ 遺産相続

< 身上監護 >

- ① 住居の確保に関する契約締結など
- ② 受診、治療、入院に対する契約締結、費用の支払いなど
- ③ 老人ホームなどの施設入退所、介護サービスなどに関する話し合い、契約、費用の支払いなど

成年後見の流れ

任意後見制度

判断力が十分



任意後見
契約を結ぶ

公証人役場

サポートが必要
になった時

申立て

支援する人



任意後見人

法定後見制度

少し判断力に
自信がない



補助類型
本人の同意

ときに判断力に
自信がない



保佐類型
本人の同意

あり

なし・不明

判断力に
自信がない



後見類型

家庭裁判所

支援する人



補助人

支援する人



保佐人

支援する人



保佐人

支援する人



成年後見人

● 申立てできる人は……

本人・配偶者・4親等以内の親族など。申立てできる方はいない場合は、首長申立ての制度があります。

● 申立てに必要なもの……

申立書・戸籍謄本・住民票など。ほかに申立て費用や鑑定等のための費用が必要です。

お問合せ

保健福祉課 地域包括支援係(高齢者) ☎0172-55-6569
 保健福祉課 福祉係(障がい者) ☎0172-55-6568